

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年10月29日

横浜市契約事務受任者  
教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

橘中学校調理室一第二理科室系統の排水管のつまりを解消するための修繕を行う。

2 履行(納品)場所

保土ヶ谷区仏向町1167-2  
横浜市立橘中学校

3 契約日

令和6年6月17日

4 履行日又は履行期間

令和6年6月18日から令和6年6月28日

5 契約金額

436,700円

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市保土ヶ谷区仏向西25番地3号  
有限会社 イワック

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

橘中学校において、調理室一第二理科室系統の排水管のつまりにより、第二理科室天井より漏水が発生し、授業に支障が生じたため、修繕を実施しました。

8 契約の相手方の選定理由

横浜市有資格者名簿に登録のある業者であり、保土ヶ谷区内で迅速な対応ができることから選定しました。

9 所管課

橘中学校